

農林水産省政策評価会総合食料局専門部会開催要領

〔 12 総合 第693号
平成13年3月26日 〕

改正 平成15年 7月11日15 総合第1644号
改正 平成19年 2月 9日18 総合第1531号
改正 平成20年 3月27日19 総合第2022号

第1 開催

「政策評価に関する第三者評価会の構成について」（平成12年12月15日新基本法農政推進本部決定）第5に基づき、総合食料局における政策評価の適切な実施を図るため、「農林水産省政策評価会総合食料局専門部会」（以下「専門部会」という。）を開催する。

第2 構成

- 1 専門部会は、委員6名以内をもって構成する。
- 2 委員は、国又は都道府県その他の関係行政団体に属する者以外の者から、総合食料局長が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 専門部会に、専門的見地からの意見を聴く必要があるときは、参考人を出席させることができる。

第3 座長

- 1 専門部会に座長をおき、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は専門部会を総理し、専門部会を代表する。
- 3 座長に事故があるときには、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

第4 専門部会の開催及び公開

- 1 総合食料局長は、総合食料局が行う事業に係る第5に掲げる事項について、専門部会に諮り、意見を聴くものとする。
- 2 農林水産省政策評価会の委員は、専門部会に参加することができる。
- 3 1により専門部会に諮って了承が得られた事項は、公表するものとする。

第5 専門部会に諮るべき事項

- 1 事業の実施手続に関する事項
- 2 地区採択等事業の執行に関する事項
- 3 事業の効果に関する事項
- 4 事業の実施状況等に関する事項
- 5 その他政策評価に関し必要な事項

第6 その他

専門部会の事務局（庶務）は、総務課において行う。

第7 雑則

この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、座長が専門部会に諮って定めるものとする。